

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3163号)

令和7年2月25日

横情審答申第3163号
令和7年2月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年12月21日市広聴第1243号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区役所広聴第29-900002号に関する一切の文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「旭区役所広聴第29-900002号に関する一切の文書」を保有していないとして非開示とした決定は、維持せざるを得ない。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、開示請求書の請求先に「市民局広聴相談課」と明記しており、請求書を受け付ける際も、同課保有文書が特定されることになる旨の確認を行った。
- (2) 審査請求人は旭区役所に関する文書を求めているが、広聴相談課が保有する広聴29-900002号は同区役所に関するものではなかったため、本件対象行政文書は保有していないとして非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求した文書の開示を求める。
- (2) 本件請求文書は、横浜市の「市民の声」事業システム上で処理されているため、

実施機関は保有しているはずである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴データベースシステム（以下「システム」という。）により管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。

また、広聴関係書類は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表（共通）において、保存期間は5年とされている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、市民局広聴相談課が保有する市政ダイレクト広聴29-900002号の案件で、旭区役所に関する一切の文書と解した。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 当審査会が説明を求めたところ、実施機関からは次のとおり説明があった。

(ア) システムの処理は、基本的に、広聴案件の受付課又は担当課で行っている。

(イ) 市民局広聴相談課は、広聴制度の所管課としてシステムを開発し、その運営を統括している。システムに登録されている全ての案件について閲覧権限があるが、通常は閲覧等することはなく、閲覧等するのは、受付課又は担当課からの照会があった場合等に限られる。また、広聴案件の傾向を把握し、周知するため、システムに登録された案件の統計データを作成し共有する場合等もある。

(ウ) 平成29年度の広聴関係書類は、令和4年度の満了後廃棄済みなので、旭区役所に係る広聴29-900002号は、現存しない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、審査請求人が求めているのは旭区役所に関する文書で、かつ、広聴相談課において保有しているものであり、それは存在しないと主張する。当該文書は旭区役所においてシステムに登録等されたものであり、一義的な所管は同区というべきであろうが、広聴相談課がシステムの所管課であり、全ての広聴案件につき閲覧権限を有することや、システムを活用し統計データを作成する等の利用実態を考慮すれば、「広聴相談課においては保有していない」との主張は、本来は認めることができない。当該文書は、旭区役所においても広聴相談課においても、保有している文書というべきであった。

(イ) したがって、本来であれば、システム上の旭区役所広聴第29-900002号に係る行政文書を特定し、改めて開示・非開示の決定をすべきである。しかし、当該文書の保存期間は既に経過しており廃棄済みとのことであるから、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、維持せざるを得ない。

(5) 付言

本件開示請求を受けた時点で本件審査請求文書を特定していれば、開示することができたところ、文書特定の誤りの結果当該文書が廃棄されるに至り、開示できなかったことは誠に遺憾である。今後、実施機関におかれては、文書特定を丁寧に行う等、開示請求に係る事務手続を適切に行うことを強く望むものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、維持せざるを得ない。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 12 月 21 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 1 月 26 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 12 月 24 日 (第 6 回 第五部会)	・ 審議
令和 7 年 1 月 28 日 (第 7 回 第五部会)	・ 審議